

第2回トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善鹿児島県地方協議会資料

～ パイロット事業について ～

平成27年12月10日(木)



鹿児島労働局 労働基準部 監督課

パイロット事業について

平成28年度より、各都道府県において「パイロット事業(実証実験)」を実施する予定です。その内容は、今年度実施している実態調査の結果等を踏まえ、中央協議会により定められる予定となっております。

この事業を実施することにより、鹿児島県におけるトラック輸送の長時間労働の抑制とその定着に向けた取組が進みますよう、構成員のみなさまには、荷主の選定などについて、お願いすることがあるかと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

＜パイロット事業に関する通達での記載内容＞

○ 平成27年5月11日付け基発0511第3号及び国自貨第13号通達

「別添ロードマップに基づき、学識経験者、荷主、トラック運送事業者などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図っていくこととしている。」

○ 平成27年5月11日付け事務連絡

2 (2)パイロット事業に係る荷主企業の選定について

「平成28年度より各都道府県において、荷主企業を含めたトラック運転者の長時間労働抑制等のためのパイロット事業(実証実験)を行う予定であること。具体的な実施方針は平成27年度に行う実態調査の結果等を踏まえ、中央協議会により定められる予定であるが、当該パイロット事業において荷主企業にパイロット事業への参画を求める際には、運輸局又は運輸支局から荷主企業候補のリストが提供されることとなっているため、当該リストに基づき、運輸局等と適切に連携を図り、その協力を得ながら荷主企業に対してパイロット事業への参画を呼びかけること。」

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置			
	議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等			
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

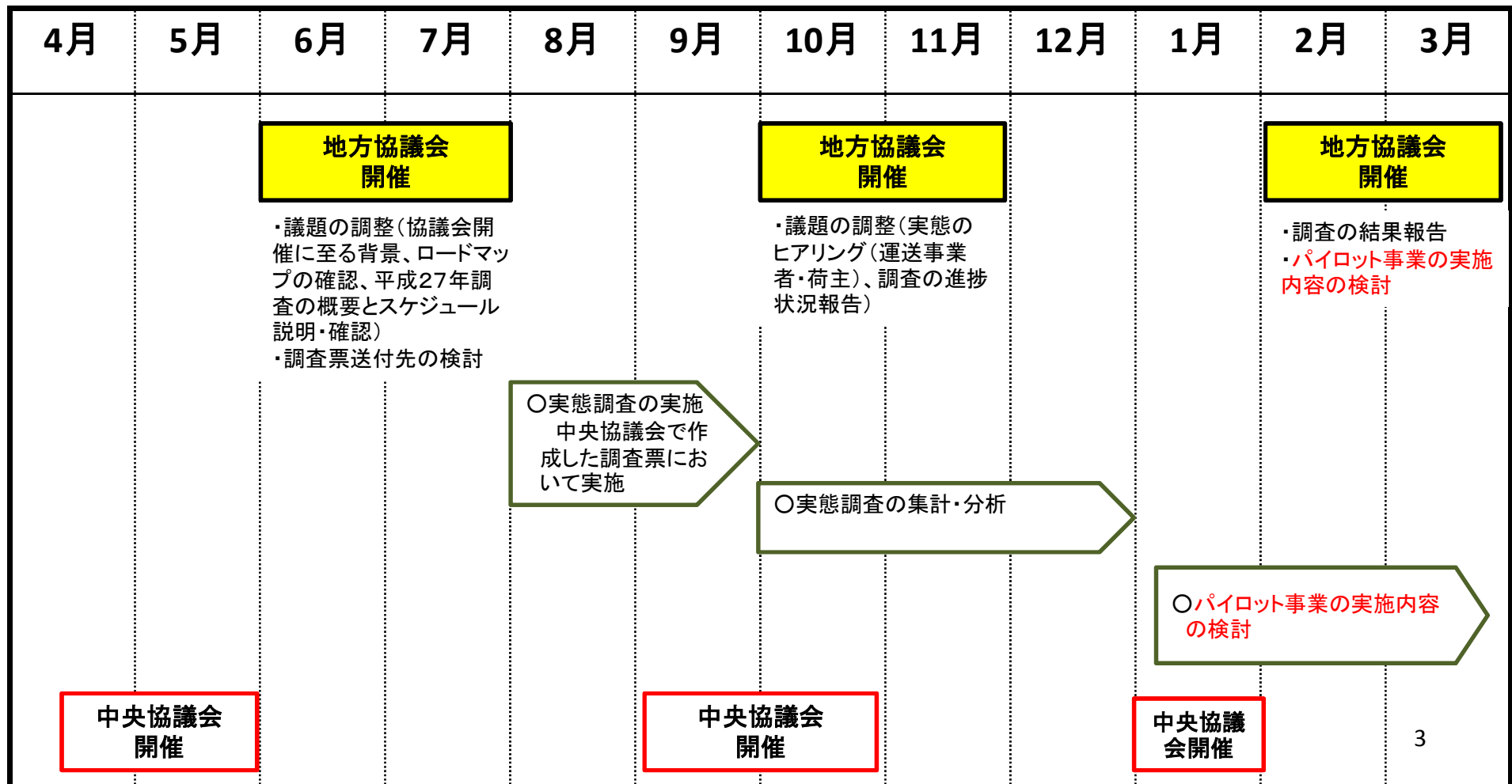
定期的なフォローアップ・更なる対策の検討

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の今後の進め方

平成27年度の地方協議会の進め方

学識経験者、荷主、事業者、行政(国土交通省・厚生労働省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査を行うことにより、次年度の以降のパイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等に向け、実態の把握を行う。

作業スケジュール



トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会の今後の進め方について

【平成27年度】

- 各都道府県単位で協議会の立ち上げに着手。(5月)
 - 各運輸支局、各都道府県労働局及び地方トラック協会との調整
 - 役割分担の確認
 - 委員の選定、委嘱

- 協議会の開催(6月～7月)
 - 議題の調整(協議会開催に至る背景、ロードマップの確認、平成27年度調査の概要とスケジュール説明・確認)
 - 調査票送付先の検討(6月中に選定)

- 調査の実施(8月～9月)
 - 調査票については、中央協議会で作成
 - 地方トラック協会から調査票を送付(8月中)
 - 調査票の回収(9月中)

- 協議会の開催(10月～11月)
 - 議題の調整(実態のヒアリング(運送事業者・荷主)、調査の進捗状況報告)

- 調査票の集計・分析(10月～12月)
 - 中央で集計
 - 全体及び各県ごとに集計

- 協議会の開催(2月～3月)
 - 調査の結果報告
 - パイロット事業の実施内容の検討

(参考)

【平成28年度】

- 協議会の開催(4月～5月)
 - パイロット事業実施事業者等の選定
 - 工程、スケジュール等事業内容の確認

- パイロット事業実施(6月～12月)
 - 結果の分析・検証
 - 阻害要因・課題の整理、対策の検討

- 協議会の開催(10月～12月)
 - パイロット事業の状況

- 協議会の開催(2月～3月)
 - パイロット事業の結果報告
 - 来年度のパイロット事業の実施内容の検討

【平成29年度】

- 協議会の開催(4月～5月)
 - パイロット事業実施事業者等の選定
 - ガイドライン記載内容の検討

- パイロット事業実施(6月～12月)
 - 結果の分析・検証
 - 阻害要因・課題の整理、対策の検討

- 協議会の開催(10月～12月)
 - パイロット事業の状況
 - ガイドラインの記載内容の検討

- 協議会の開催(2月～3月)
 - パイロット事業の結果報告
 - ガイドラインの記載内容の整理

< 参考 >

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

平成27年4月3日閣議決定

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

(1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

- ・ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)

(2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

- ・ 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。

(3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

- ・ 使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

(4) 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進(※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正)

- ・ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

II 多様で柔軟な働き方の実現

(1) フレックスタイム制の見直し

- ・ フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。

(2) 企画業務型裁量労働制の見直し

- ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。

(3) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

- ・ 職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
- ・ また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

施行期日：平成28年4月1日 (ただし、Iの(1)については平成31年4月1日)

中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引き上げについて

現行

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

改正案

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

平成22年4月以降、当分の間適用猶予(3年後見直し規定あり)

	時間外労働が月60時間超である 労働者が存在する割合		平均的な時間外労働が 月60時間超である割合	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
全体	8.1%	4.4%	0.5%	0.8%
自動車の運転の業務	40.6%	42.2%	11.7%	13.4%

平成25年度の「脳・心臓疾患」の労災支給決定件数306件のうち、93件(30.4%)が「自動車運転従事者」

- 関係省庁・業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることとする。その間、施行は猶予することとし、施行日は他の項目より3年遅らせる(平成31年4月)。

1か月の法定時間外労働の実績<限度基準適用除外労働者>

※ 各事業場における労働時間が「最長の者」及び「平均的な者」において、法定時間外労働が月60時間を超える事業場、月100時間を超える事業場の割合を示したもの

① 工作物の建設等の事業

(単位:%)

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	12.9	2.0
大企業	38.4	6.5
中小企業	8.7	1.2

(単位:%)

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	3.7	0.0
大企業	18.9	0.2
中小企業	1.1	-

② 自動車の運転の業務

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	41.9	9.0
大企業	40.6	3.7
中小企業	42.2	9.8

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	13.1	0.6
大企業	11.7	0.0
中小企業	13.4	0.7

③ 新技術、新商品等の研究開発の業務

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	19.1	3.0
大企業	24.7	4.8
中小企業	15.0	1.7

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	3.5	-
大企業	3.9	-
中小企業	3.2	-

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けた取組について

- 平成27年4月3日、閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」においては、長時間労働を抑制するために、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げ(25%→50%)について、中小企業への適用猶予を見直し、平成31年4月から適用することとしています。
- この見直しに当たっては、中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要があります。
- このうち、トラック運送事業においては、働いている方の総労働時間が長いという実態がみられるところですが、これには、荷主都合による手待ち時間など、トラック運送事業者のみの努力で改善することが困難であるという要因が背景にあります。
- このため、別添ロードマップに基づき、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関(厚生労働省、国土交通省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図ってまいります。

鹿児島においても、九州運輸局鹿児島運輸支局と鹿児島労働局が協力して、このような取組を行うことにより、トラック輸送における長時間労働の抑制とその定着を図ってまいりたいと思います。

現行施策の例①: 中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給

平成27年度予算額 221,221千円

助成金制度の概要

中小企業事業主が労働時間等の設定改善をするための計画を策定し、「所定外労働時間の削減」、「年次有給休暇の取得促進」等の必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成金を支給する。

助成内容等

<支給対象となる取組例>

- ◇ 労働時間管理の適正化に資する機器等（労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運行記録計等）の導入・更新
- ◇ 労働能率の増進に資する機器等（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、自動洗車機等）の導入・更新
- ◇ 社会保険労務士によるコンサルティング

<助成額>

助成割合は助成対象の費用の最大3/4、最小1/2 上限額100万円

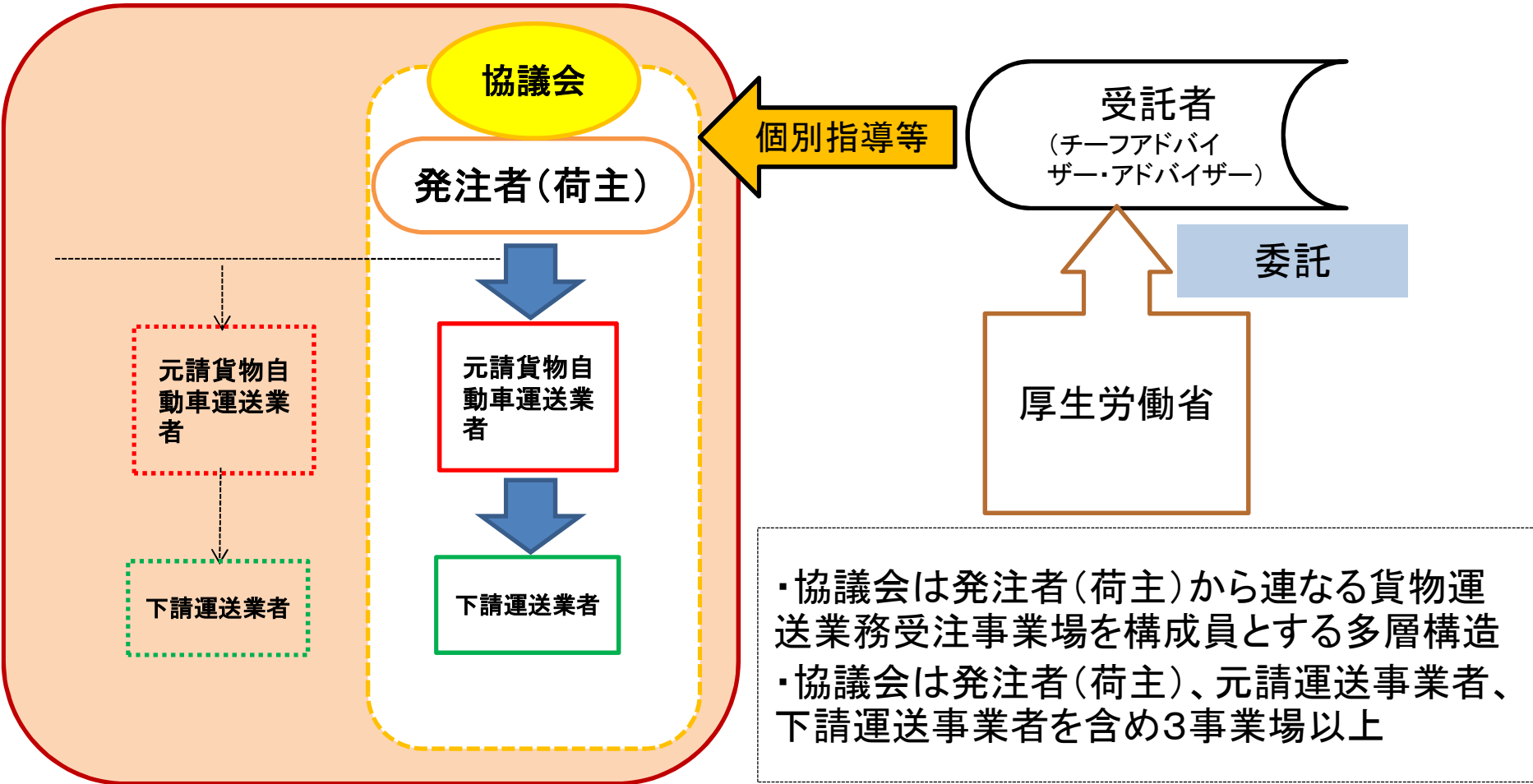
<実績>

平成25年度 299件（支給件数）

平成26年度 298件（申請件数）

現行施策の例②:トラック運転者労働条件改善事業について(厚生労働省委託事業)

厚生労働省で平成24年度から行っている、トラック運転者の労働条件改善事業。荷主企業、元請運送事業者及びその元請運送事業者の下請運送事業者を含めた協議会を設置し、アドバイザーによる個別指導等を通じて、長時間労働を改善する取組。



- ・協議会は発注者(荷主)から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする多層構造
- ・協議会は発注者(荷主)、元請運送事業者、下請運送事業者を含め3事業場以上

【事例紹介】トラック運転者労働条件改善事業

Case 1 導線と積込作業の改善で車両待機時間を短縮化（荷主：家電メーカー）

Before

- ・製造建屋→出荷建屋への横持ち運搬
- ・積込み車両の手待ち

【対策】

- ①建屋間運搬を削減し製造建屋からのダイレクト出荷
- ②積込作業のフォークリフト荷役併用
- ③出荷建屋の導線改善、接車スペース拡大出入口の拡張等

After

各改善策の相乗効果により車両1台あたりの待機時間を9～10分程度短縮化

Case 2 回収物の降ろし作業時間短縮による拘束時間削減（荷主：食品スーパー）

Before

- ・回収物の降ろし作業に時間がかかる。
- ・降ろし作業の順番待ちで手待ち時間発生

【対策】

- ①回収物の店舗での仕分けを徹底
- ②作業の軽減による効率化

After

- ・作業時間と手待ち時間の短縮、拘束時間の短縮
- ・作業効率の向上

Case 3 データの活用により場内作業をスムーズに（荷主：製紙メーカー）

【従来の対策】

- ①入庫受付管理システム
- ②場内整理とバースの確保
- ③商品の共有化

【追加の対策】

- ①入庫受付管理システムのデータ化
- ②場内作業員の増員
- ③指図書の入手場所の複数化

After

- ・入庫から出庫まで2時間（待機時間30分以内）に
- ・待機時間の削減による労働時間短縮

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）について

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む。））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択（昭和54年）

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定（平成元年）

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内容

- 拘束時間【始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）】トラックの場合、原則として1日13時間（延長する場合でも16時間）、1か月293時間など
 - 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】原則として継続8時間以上
 - 運転時間 トラックの場合、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間
 - 連続運転時間 トラックの場合、4時間以内
- ※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

施行

労働基準監督署

関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導

国土交通省との連携

- ① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査
- ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

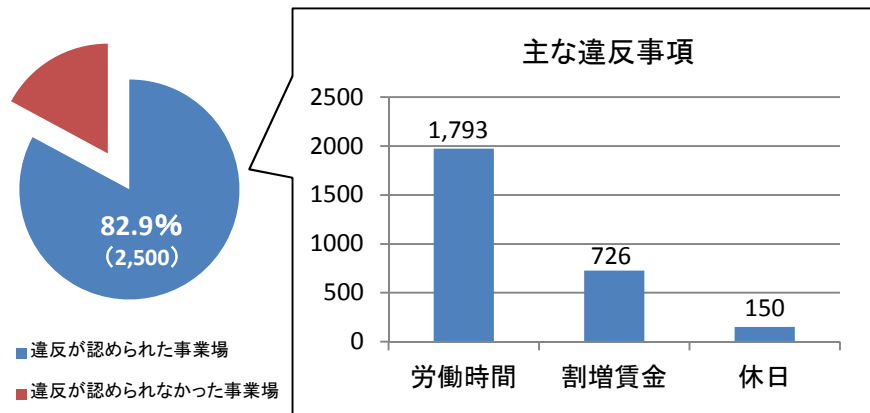
国土交通省の取組

過労運転防止の観点から、改善基準告示の内容を国土交通省令に取り込み、事業許可取消処分等の行政処分基準として機能（トラックの場合は平成13年9月1日～）

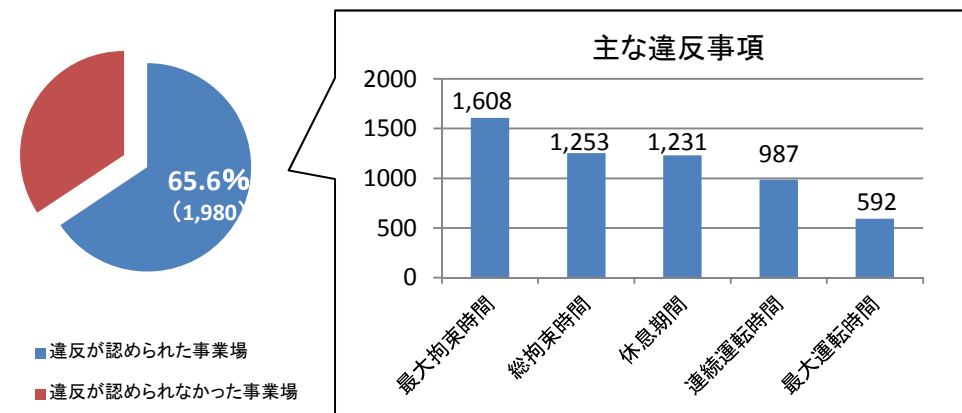
トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導状況（平成25年）

1. 監督指導状況（対象：3,016事業場）

(1) 労働基準関係法令違反



(2) 改善基準告示違反



2. 監督指導事例

地方運輸機関からの通報を契機に、労働基準監督署の労働基準監督官（以下「監督官」という。）が臨検監督を実施し、労働基準法違反及び改善基準告示違反を是正させた事例

【概要】

- 1 特定の荷主から頻繁に注文される臨時の発注業務に対応するため、漫然と配車計画を組んだ結果、特定のトラック運転者の拘束時間が長くなる勤務シフトが組まれていた。
このため、時間外労働・休日労働に関する協定で定めた上限時間である月93時間を超える、約100時間の時間外労働が認められ、また、1か月の総拘束時間が最長で約360時間に上っていたため、労働基準法違反及び改善基準告示違反について、是正を指導した。
- 2 監督官による指導の結果、特定の自動車運転者に仕事が偏らないよう、荷主とも調整の上、配車計画と勤務シフトが見直され、違反が是正された。

（参考）是正勧告事項 ・労働基準法第32条（労働時間）違反
・改善基準告示（1か月の総拘束時間、休息時間、運転時間）違反

鹿児島労働局トラックの年度別監督実施状況

	監督事業場数	法違反事業場数	労働基準法違反						最低賃金法違反	安全衛生法違反			改善基準違反(背)						
			労働条件の明示	解雇	賃金不払	労働時間関係	休日	割増賃金		健康診断関係	就業制限	その他の安全衛生法関係	違反(背)事業場数	総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
26年度	58(件)	45	11	1	6	20	4	11	4	12	1	7	23	17	21	18	11	18	4
	違反(背)率	78%	19%	2%	10%	34%	7%	19%	7%	21%	2%	12%	40%	29%	36%	31%	19%	31%	7%
25年度	57(件)	46	16	2	8	26	3	15	0	15	0	5	25	19	24	20	15	18	6
	違反(背)率	81%	28%	4%	14%	46%	5%	26%	0%	26%	0%	9%	44%	33%	42%	35%	26%	32%	11%
24年度	57(件)	49	12	4	8	19	5	15	1	10	2	10	15	13	13	12	10	12	5
	違反(背)率	86%	21%	7%	14%	33%	9%	26%	2%	18%	4%	18%	26%	23%	23%	21%	18%	21%	9%
23年度	84(件)	62	14	2	10	30	2	23	0	17	4	17	23	19	19	15	13	4	4
	違反(背)率	74%	17%	2%	12%	36%	2%	27%	0%	20%	5%	20%	27%	23%	23%	18%	15%	5%	5%
22年度	71(件)	54	13	1	7	16	6	13	2	18	0	14	17	15	15	12	9	13	4
	違反(背)率	76%	18%	1%	10%	23%	8%	18%	3%	25%	0%	20%	24%	21%	21%	17%	13%	18%	6%
21年度	58(件)	36	8	0	3	16	3	10	1	11	5	10	12	11	10	4	7	7	2
	違反(背)率	62%	14%	0%	5%	28%	5%	17%	2%	19%	9%	17%	21%	19%	17%	7%	12%	12%	3%
20年度	41(件)	30	6	1	12	14	1	10	0	8	0	1	9	4	6	4	2	4	2
	違反(背)率	73%	15%	2%	29%	34%	2%	24%	0%	20%	0%	2%	22%	10%	15%	10%	5%	10%	5%
合計	368(件)	277	69	10	48	121	20	86	4	79	11	57	101	81	87	67	56	58	23
	違反(背)率	75%	19%	3%	13%	33%	5%	23%	1%	21%	3%	15%	27%	22%	24%	18%	15%	16%	6%

労働基準監督行政の組織

- 憲法第27条第2項に基づき、労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令（違反に罰則）の実効を確保するため、国直轄の機関として、労働基準監督署等の機関が労働基準法に規定されている。

【監督機関の体制】

厚生労働省(本省)



指揮監督(労働基準法第99条第1項)

- ・ 労働基準法など労働条件の最低基準の定立
- ・ 法令の適用に当たって労働局、監督署からの随時の疑義照会に対する回答等
- ・ 労働基準監督官の権限行使の考え方、具体的な手法等に係る指示等
- ・ 全国統一的な運用を確保するための労働局への指導(中央監察)
- ・ 都道府県を超える広域事案の指導調整
- ・ 全国一斉の監督指導(高速ツアーバス事業者一斉監督、調査的監督など)の指示
- ・ 労働基準監督官制度(試験、採用、研修など)の運用

都道府県労働局(47局)



指揮監督(労働基準法第99条第2項)

- ・ 監督署に対する年間監督計画の作成方針の指示と作成された計画が適切かどうかの審査
- ・ 監督計画に沿って監督が行われているか、使用停止命令など事業活動への影響の大きい処分が適切に行われているかの確認・指導(地方監察)
- ・ 署の管轄を超える広域事案の指揮
- ・ 重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案の処理方針の指示、地方検察庁との連携

労働基準監督署(321署)

事業場数、労働者数、危険有害業務の状況、利用者の利便性、組織の効率性を考慮し、配置

- ・ 労働基準監督官が個別事業場に対し監督を行い労働基準関係法令違反を是正指導
- ・ 労働基準監督官が司法警察員として重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案を送検
- ・ 労働者からの申告の受付・処理
- ・ 就業規則、「36協定」など労使協定の受理・指導